

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	京都市 老人医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、老人医療事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和7年7月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人医療事務
②事務の概要	京都市老人医療費支給条例及び京都市老人医療費支給条例施行規則に基づき、高齢者の医療費における医療保険の自己負担額の一部を支給する。当該事務では、資格に関する事務(新規申請の受付、対象者の認定、異動及び喪失)及び給付に関する事務(医療費の算定、支給、過誤調整、返還請求、第三者加害)において特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	福祉医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
老人医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 なし 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
②所属長の役職名	健康長寿企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 TEL 075-222-3488
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のとおり、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	実施手順を整備するとともに、事務取扱者に対して研修を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	2 情報照会の根拠 番号法第9条第2項に基づく条例	2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号	事後	
	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	事後	
	②所属長	地域福祉課長	介護ケア推進課長	事後	
	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課 井門明治安田生命ビル4階 TEL 075-213-2994	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 井門明治安田生命ビル2階 TEL 075-213-5871	事後	
	IVリスク対策（項目追加）		評価書のとおり	事後	
令和6年2月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	3)1万人以上10万人未満 平成31年1月31日時点	2)1,000人以上1万人未満 令和6年2月29日時点	事前	
令和6年2月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月31日時点	令和6年2月29日時点	事前	
令和6年2月29日	8. 監査	内部監査、外部監査	自己点検、内部監査	事前	
令和6年2月29日	全項目	読点「、」	「、」に変更	事後	
令和7年4月1日	I－5－①	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	事後	新様式(令和7年5月様式)の施行に伴う修正
令和7年4月1日	I－5－②	介護ケア推進課長	健康長寿企画課長	事後	新様式(令和7年5月様式)の施行に伴う修正
令和7年4月1日	I－7	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー	事後	新様式(令和7年5月様式)の施行に伴う修正
令和7年4月1日	I－8	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 〒604-8171 京都市中京区虎屋町566-1 井門 明治安田生命ビル2階 TEL 075-213-5871	京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上 本能寺前町488 TEL 075-222-3488	事後	新様式(令和7年5月様式)の施行に伴う修正
令和7年7月1日	IV	(項目なし)	様式変更に伴い、「8人手を介入させる作業」「11最も優先度が高いと考えられる対策」について記入	事後	新様式(令和7年5月様式)の施行に伴う修正